

○幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について
(答申の抜粋)

平成10年7月29日
教育課程審議会

前 文

本審議会は、平成8年8月、文部大臣から「幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について」諮問を受けた。本審議会は、教育基本法及び学校教育法に定める学校教育の目的と目標に沿い、幼児児童生徒の人間として調和のとれた成長を目指し、国家及び社会の形成者として心身ともに健全で、21世紀を主体的に生きることができる国民の育成を期するという観点に立って審議を進めた。審議を進めるに当たっては、幼児児童生徒の実態、教育課程実施の経験、社会の変化などを考慮するとともに、中央教育審議会の「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」の第一次答申及び第二次答申、「幼児期からの心の教育の在り方について」の答申、「今後の地方教育行政の在り方について」の中間報告に留意した。

中央教育審議会の第一次答申は、21世紀を展望し、我が国の教育について、[ゆとり]の中で[生きる力]をはぐくむことを重視することを提言している。[生きる力]について、同答申は「いかに社会が変化しようと、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力」、「自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性」、そして、「たくましく生きるための健康や体力」を重要な要素として挙げている。また、同答申は[ゆとり]の中で[生きる力]をはぐくむ観点から、完全学校週5日制の導入を提言するとともに、そのねらいを実現するためには、教育内容の厳選が是非とも必要であるとしている。

本審議会は、このような指摘に十分留意して審議を行った。

また、高等学校の職業に関する各教科・科目については、理科教育及び産業教育審議会の答申を踏まえるとともに、「教育改革プログラム」が改訂され、完全学校週5日制が当初の予定を1年早めて平成14年度から実施することとされたことに留意した。

このような審議を経て、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校の教育課程の基準については、以下に述べるように改善する必要があるとの結論に達したので、ここに答申するものである。

なお、教育課程の基準については、教育課程の編成・実施の実態等の調査・分析、教科等の構成の在り方などについての研究・実践等を踏まえて、不断に見直し、その改善に向けた検討を行っていくことが必要であると考え。このため、従来、基準の改訂時に必要に応じて設置されてきた教育課程審議会の在り方を見直し、これを常設化することが適当であると考え。

I 教育課程の基準の改善の方針

1 教育課程の基準の改善の基本的考え方

(1) 教育課程の基準の改善に当たっての基本的考え方

(子どもたちの成長への願いと学校への期待)

子どもたちは、幼児期から思春期を経て、自我を形成し、自らの個性を伸長・開花させながら発達を遂げていく。教育は、こうした子どもたちの発達を扶ける営みである。もちろんその営みは学校のみが担うものではなく、学校、家庭、地域社会が連携を図り、それぞれがその教育機能を十分発揮してはじめて子どもたちのよりよい発達が促されるものである。

我々は、後でも述べるように、子どもたちの生活の在り方や学習の環境を変え、学校、家庭及び地域社会の役割を見直し、学校では学ぶことの動機付けや学び方の育成を重視し、家庭や地域社会で担うべきものや担った方がより効果が得られるものについては家庭や地域社会において担うなどして、よりバランスのとれた教育が行われることが必要であると考え。

家庭や地域社会における教育については、子どもたちがもっと社会体験や自然体験などの様々な活動を体験し、それらと、学校における教育活動とを更に有機的に関連付けることによって一層教育効果を高めることができるし、また、学校で学習した知識・技能や学び方などは、家庭や地域社会にお

いて生きて働く力として用いられることによって一層深められ、根付いていくと考える。

子どもたちの教育環境を構成する様々な場の中で、学校は、子どもたちの発達の状況を踏まえて、組織的・計画的・継続的な教育を行って、子どもたちの発達を促すという特質をもっている。このような学校教育の特質を踏まえ、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校を通じ、それぞれの学校が子どもたちの発達の状況や教育課程実施の現状、教育課題等を踏まえつつ、系統性のある教育課程を用意し、それぞれの教育課題の実現をしっかりと果たしていくことは極めて重要なことである。

ところで、我々の任務は、これからの教育課程の基準はいかにあるべきかを提示することであるが、その具体的な実現に当たっては、教育活動を展開する各学校が、その場にふさわしい環境を備えていることが不可欠である。

特に重要だと思われるものをいくつか挙げると、まず、学校は子どもたちにとって伸び伸びと過ごせる楽しい場でなければならない。子どもたちが自分の興味・関心のあることにじっくり取り組めるゆとりがなければならない。また、分かりやすい授業が展開され、分からないことが自然に分らないと言え、学習につまずいたり、試行錯誤したりすることが当然のこととして受け入れられる学校でなければならない。さらに、そのためには、その基盤として、子どもたちの好ましい人間関係や子どもたちと教師との信頼関係が確立し、学級の雰囲気も温かく、子どもたちが安心して、自分の力を発揮できるような場でなければならない。

このような教育環境の中で、教科の授業だけでなく、学校でのすべての生活を通して、子どもたちが友達や教師と共に学び合い活動する中で、自分がかげがえのない一人の人間として大切にされ、頼りにされていることを実感でき、存在感と自己実現の喜びを味わうことができることが大切であると考える。

また、子どもたちの学校生活は、登校してから下校するまでの様々な活動で成り立っている。各教科等の授業を中心に、例えば、始業前の時間、休み時間、また、授業終了後の放課後に、友達同士の自由な遊びがあり、部活動があり、また、読書など一人一人思い思いの過ごし方をする時間がある。こうした子どもたちの主体的な活動は、子どもたちの成長にとって極めて大きな意義をもっている。各学校は子どもたちが伸び伸びとこうした活動で過ごせるよう様々な工夫を凝らしてほしい。我々は、このような子どもの学校生活全体のうち、どこの学校に学んでも子どもたちに提供されるべき教育内容について、そのあるべき姿を検討したものであり、それは各学校の教育活動のすべてにわたっているものではない。各学校においては、それぞれに子どもたちの実情を十分に把握し、子どもたちの学校生活を全体として考え、よりよいものにしていく努力が極めて重要であることを指摘しておきたい。

我々は、以上のような子どもたちの成長への願いと学校への期待をもちながら、教育課程の基準の改善について検討を行った。

検討に当たっての基本的な考え方は次のとおりである。

(各学校段階の役割の基本)

ア 第一は、それぞれの学校段階の役割の基本については、次のように考えたということである。

幼稚園においては、幼児の欲求や自覚性、好奇心などを重視した遊びや体験を通じた総合的な指導を行うことを基本とし、人間形成の基礎となる豊かな心情や想像力、ものごとに自分からかかわろうとする意欲、健全な生活を営むために必要な態度の基礎を培い、小学校以降の生活や学習の基盤を養うことが求められていること。

小学校においては、個人として、また、国家・社会の一員として社会生活を営む上で必要とされる知識・技能・態度の基礎を身に付け、豊かな人間性を育成するとともに、自然や社会、人、文化など様々な対象とのかかわりを通じて自分のよさ・個性を発見する素地を養い、自立心を培うことが求められていること。

中学校においては、義務教育の最終段階として、また、中等教育の前期として、個人として、また、国家・社会の一員として社会生活を営む上で必要とされる知識・技能・態度を確実に身に付け、豊かな人間性を育成するとともに、自分の個性の発見・伸長を図り、自立心を更に育成していくことが求められていること。

高等学校においては、義務教育の基礎の上に立って、自らの在り方生き方を考えさせ、将来の進路を選択する能力や態度を育成するとともに、社会についての認識を深め、興味・関心等に応じ将来の学問や職業の専門分野の基礎・基本の学習によって、個性の一層の伸長と自立を図ることが求められ

ていること。

盲学校、聾学校及び養護学校においては、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校に準ずる教育を行うとともに、障害に基づく種々の困難を改善・克服するために必要な知識や技能等を養い、個性を最大限に伸長し、自立し、社会参加するための基盤となる資質や能力の育成を図ることが求められていること。

(子どもの現状、教育課程実施の現状と教育課題)

イ 第二は、子どもの現状、教育課程実施の現状と教育課題を踏まえるということである。

子どもや子どもの生活の現状については、中央教育審議会第一次答申において、子どもたちは、ゆとりのない忙しい生活を送っていること、社会性が不足し、規範意識が低下していること、自立が遅くなっていること、肥満傾向や視力の低下が見られること、体力・運動能力の低下傾向が見られることなどの問題点が指摘されている。

いじめ、不登校、凶悪化する青少年非行などの憂慮すべき状況、子どもたちの倫理観や社会性の不足、社会全体のモラルの低下などの状況等を背景として、中央教育審議会からは幼児期からの心の教育を充実し、学校、家庭、地域社会が一体となって新しい時代を拓く心を育てることの重要性も指摘されている。他方、学校において、道徳教育に対する姿勢や考え方の相違なども背景として、道徳教育についての各教師の理解と取組、学校全体としての実践が必ずしも十分でない状況も指摘されている。

また、高等学校については、中学校卒業生の約97%が進学し、能力・適性、興味・関心等の多様な生徒が在学する状況の中で、学校生活や学業に適応できずに退学するに至る者の数も相当数に上っている。

我々は以上の状況を十分認識する必要があると考えた。

現行の教育課程実施上の現状と課題については、文部省が平成5年度から平成7年度にかけて実施した「教育課程実施状況に関する総合的調査研究」の調査結果によれば、子どもたちは計算などの技能や文章の読み取りの力、自然事象や社会的事象についての基礎的知識はよく身に付けており、学習に対する関心や意欲も高いという状況が見られる。また、IEA(国際教育到達度評価学会)の国際調査結果によれば、我が国の子どもたちの学力は国際的に見ても高い水準にあることがうかがえる。こうした調査結果のほか、研究指定校等における実践や各種の資料・調査などを含めて総合的にみると、現行の教育課程の下における我が国の子どもたちの学習状況は全体としてはおおむね良好であると言えると思われるものの、次のような問題もある。すなわち、これらの調査等によれば、過度の受験競争の影響もあり多くの知識を詰め込む授業になっていること、時間的にゆとりをもって学習できずに教育内容を十分に理解できない子どもたちが少なくないこと、学習が受け身で覚えることは得意だが、自ら調べ判断し、自分なりの考えをもちそれを表現する力が十分育っていないこと、一つの正答を求めることはできても多角的なものの見方や考え方が十分ではないこと、また、算数・数学や理科の学習について国際比較すると、得点は高いものの、積極的に学習しようとする意欲等が諸外国に比べ高くはないなどの問題である。

各教科等の教育内容の改善を検討するに当たって、我々はこうした子どもの現状、教育課程実施の経験等を十分踏まえることに努めた。

(「時代を超えて変わらない価値あるもの」を身に付ける)

ウ 第三は、教育においては、どんなに社会が変化しようとも「時代を超えて変わらない価値あるもの」を子どもたちがしっかりと身に付ける必要があるということである。

このことについては、中央教育審議会第一次答申において、正義感や公正さを重んじる心、自らを律しつつ、他人と協調し、他人を思いやる心、人権を尊重する心、自然を愛する心などの豊かな人間性を培うこと、国語をしっかりと身に付けること、我が国の歴史や文化を学び、それらを大切にすることを培うこと、たくましく生きるための健康や体力を培うことなどの重要性が指摘されている。

我々も、このことについて十分認識し、これからの学校教育において、このようないかに社会が変化しようとも時代を超えて変わらない価値あるものを、子どもたちにしっかりと身に付けさせることが重要な課題であると考えた。

(社会の変化に柔軟に対応し得る人間の育成)

エ 第四は、教育においては、社会の変化を見通しつつ、これに柔軟に対応し得る人間の育成を期する

必要があるということである。

学校では教師と子どもたちとの信頼関係を基盤に教育活動が展開され、時代を超えて変わらない価値あるものを子どもたちにしっかりと身に付けていかなければならないが、学校教育は言うまでもなく、次代を担う子どもたちの教育を行う場であり、これからの社会の変化を見通し、その変化に適切に対応できる力を育成することもまた極めて重要であると言わなければならない。

今日、我が国は、国際化、情報化、科学技術の進展、環境問題への関心の高まり、高齢化・少子化など社会の様々な面での変化が急速に進んでおり、今後一層の激しい変化が予想されている。これらの社会の変化は、子どもたちの教育環境や意識に大きな影響をもたらし、教育上の様々な課題を生じさせるものと思われる。

このような激しい変化が予想される社会において、主体的、創造的に生きていくためには、中央教育審議会第一次答申においても指摘されているとおり、自ら考え、判断し行動できる資質や能力の育成を重視していくことが特に重要なこととなる。そして、そのためには、これからの学校教育においては、これまでの知識を一方的に教え込むことになりがちであった教育から、自ら学び自ら考える教育へと、その基調の転換を図り、子どもたちの個性を生かしながら、学び方や問題解決などの能力の育成を重視するとともに、実生活との関連を図った体験的な学習や問題解決的な学習にじっくりとゆとりをもって取り組むことが重要であると考えた。

(完全学校週5日制下の教育内容の在り方)

オ 第五は、平成14年度(2002年度)から実施することとされている完全学校週5日制を円滑に実施するための教育内容の在り方を検討したということである。

中央教育審議会第一次答申では、これまでの学校週5日制の実施の経験を踏まえ、子どもたちにゆとりをもたせ、家庭や地域社会における生活の比重を高め、学校、家庭及び地域社会の教育全体の在り方を改善する必要があることを指摘しつつ、我が国の学校教育に完全学校週5日制を導入することを提言している。

変化の激しいこれからの社会においては、生涯を通じ、いつでも自由に学習機会を選択し、楽しく学び続けることが重要であるとの生涯学習の考え方を更に進めていくことが必要である。我々は、完全学校週5日制の導入を契機に、教育は学校教育のみで完結するのではなく、学校教育では生涯学習の基礎となる力を育成することが重要であるとの考え方に立って、教育内容の改善を図る必要があると考えた。

(教育内容の厳選と基礎・基本の徹底)

カ 第六は、教育内容の厳選を徹底し、基礎・基本の確実な習得を図るようにしなければならないということである。

中央教育審議会第一次答申において指摘されているとおり、[ゆとり]の中で[生きる力]を育成するためには、学力を単なる知識の量ととらえる学力観を転換し、教える内容をその後の学習や生活に必要な最小限の基礎的・基本的内容に厳選する一方、その厳選された基礎的・基本的内容については、子どもたちの以後の学習を支障なく進めるためにも繰り返し学習させるなどして、確実に習得させなければならないと考えた。

我々は、教育内容の厳選について、完全学校週5日制を実施するための授業時数の縮減・教育内容の削減にとどまってはならないと考えた。こうした、単なる完全学校週5日制対応のためということだけでなく、子どもたちの学習の現状や教育課題を踏まえ、授業時数の縮減以上に思い切って教育内容を厳選し、もっばら覚えることに追われていると指摘されるような状況をなくして、子どもたちがゆとりの中で繰り返し学習したり、作業的・体験的な活動、問題解決的な学習や自分の興味・関心等に応じた学習にじっくりと創意工夫しながら取り組めるようにすることに努めた。

このため、各教科等を通じて、子どもたちにとって理解が困難であったり高度になりがちになったりする内容、単なる知識の伝達や暗記に陥りがちな内容、各学校段階間又は各学年間、各教科間で重複する内容、学校外活動や将来の社会生活で身に付けることが適当な内容などについて削除したり、上学年へ移行統合したり、取扱いを軽減したりすることなどにより、教育内容を厳選することに努めた。

(学習の指導と評価の在り方)

キ 第七は、これからの学校教育における学習の指導と評価の在り方が極めて重要であるということである。

ある。

我々は、自ら学ぶ意欲や思考力・判断力・表現力などの資質や能力の育成を重視するこれからの学校教育においては、従来のような知識を教え込むような授業の在り方を改め、子どもたちが自分で考え、自分の考えをもち、それを自分の言葉で表現することができるような力の育成を重視した指導を一層進めていく必要があると考えた。また、指導に当たって教師は子どもたちと共に学び考え、子どもたちの問題解決を助けていくという姿勢が大切であると考えた。こうした指導を進めていく上で、学習の評価の在り方は極めて大きな影響をもつものである。いくら理想的な指導の在り方を説いても、例えば従来どおり知識の量を測るような評価が重視されている場合は、指導の改善は進まないと言わざるを得ないからである。

学力については、中央教育審議会第一次答申も指摘しているとおおり、これを単なる知識の量ととらえるのではなく、自ら学び自ら考える力などの【生きる力】を身に付けているかどうかによってとらえるべきであると考え。ただし、当然のことながら、自ら学び自ら考える力を育成する基盤として、一定の基礎的・基本的な知識や技能等を身に付けていることが不可欠であり、そのため、教師は、力で述べたように、子どもたちにこうした基礎的・基本的な知識や技能等を繰り返し学習させるなどして、確実に習得させる必要がある。

このような考え方に立って、指導の改善に生かす評価という観点から、学習の結果だけでなくその過程を一層重視したり、子どものよい点や可能性、進歩の状況を積極的に評価するなど評価の在り方を見直す必要があると考える。また、その際には、各教科の学習の評価の在り方についても、すべて共通の評価方法によって行っている現在の在り方を見直し、学校段階・学年段階、教科の特質等を考慮しつつ改善を図る必要があると考える。

(2) 教育課程の基準の改善のねらい

このような基本的考え方に立って、幼児児童生徒の実態、教育課程実施の状況、社会の変化などの分析、検討を行うとともに、将来の教育課程の基準のあるべき姿を展望する中で、我々は次の四点を今回の教育課程の基準の改善のねらいとして掲げることとした。

まず、「①豊かな人間性や社会性、国際社会に生きる日本人としての自覚を育成すること」である。このことは、幼児児童生徒の現状や国際化の進展等を踏まえて、これからの時代を担う幼児児童生徒を育成する学校教育の在り方を考えるとき、時代を超えて変わらない調和のとれた人間形成は特に重要であると考えられるからである。したがって我々は、これを改善のねらいの第一に掲げることとしたものである。

次いで、「②自ら学び、自ら考える力を育成すること」である。これからの激しい変化が予想される社会を生きていく幼児児童生徒の教育の在り方を考えるとき、多くの知識の習得に偏りがちであったこれまでの学校教育の基調を転換することが重要であると考え、これをねらいの第二に掲げることとした。

第三には、各学校が「③ゆとりのある教育活動を展開する中で、基礎・基本の確実な定着を図り、個性を生かす教育を充実すること」を掲げることとした。第一、第二のねらいを実現するためには、その基盤としてこの点が不可欠であると考えられるからである。

そして、第四には、「④各学校が創意工夫を生かし特色のある教育、特色ある学校づくりを進めること」を掲げた。第一、第二、第三のねらいは、各学校の具体的な教育活動を通して実現されるものであり、各学校が地域や学校、幼児児童生徒の実態を踏まえ、創意工夫を生かした特色ある教育の展開、特色ある学校づくりが極めて重要であるからである。

それぞれの具体的内容は次のとおりである。

① 豊かな人間性や社会性、国際社会に生きる日本人としての自覚を育成すること

幼児児童生徒を取り巻く環境の変化、いじめ問題等の深刻さ、都市化や少子化などに伴う社会体験や自然体験などの減少の状況などを考えるとき、自我の形成を図り、調和のとれた豊かな人間性の育成や社会性の育成を図ることは、これからの学校教育において一層重視されなければならない。

そのためには、(1)ウでも述べたように、他人を思いやる心、互いを認め合い共に生きていく態度、自他の生命や人権を尊重する心、美しいものや自然に感動する心、ボランティア精神、未来への夢や目標を抱き自らその実現に努める態度などを育成するとともに、社会生活上のルールや基本的なモラルなどの倫理観の育成を重視し、規範意識や公德心、正義感や公正さを重んじる心、善悪の判

断、強靱な意志と実践力、自己責任の自覚や自律・自制の心、また、たくましく生きるための健康や体力の基礎をはぐくむことが必要である。これからの学校教育においては、こうした資質や能力をしっかりと培わなければならない。

また、国際化の進展に伴い、国際社会の中で日本人としての自覚をもち主体的に生きていく上で必要な資質や能力を育成することも極めて重要である。我が国や郷土の歴史や文化・伝統に対する理解を深め、これらを愛する心を育成するとともに、広い視野をもって異文化を理解し国際協調の精神を培うことは、これからの学校教育において一層重視する必要がある。

② 自ら学び、自ら考える力を育成すること

変化の激しいこれからの社会を考えたとき、(1)エで述べたように、多くの知識を教え込むことになりがちであった教育の基調を転換し、学習者である幼児児童生徒の立場に立って、幼児児童生徒に自ら学び自ら考える力を育成することを重視した教育を行うことは極めて重要なことである。

そのためには、幼児児童生徒の発達の状況に応じて、知的好奇心・探究心をもって、自ら学ぶ意欲や主体的に学ぶ力を身に付けるとともに、試行錯誤をしながら、自らの力で論理的に考え判断する力、自分の考えや思いを的確に表現する力、問題を発見し解決する能力を育成し、創造性の基礎を培い、社会の変化に主体的に対応し行動できるようにすることを重視した教育活動を積極的に展開していく必要がある。また、知識と生活との結び付き、知の総合化の視点を重視し、各教科等で得た知識・技能等が生活において生かされ、総合的に働くようにすることに留意した指導も重要であると考えられる。

各学校において、それぞれの地域や学校の実情を踏まえ、例えば、各教科等や今回創設される「総合的な学習の時間」などにおいて、体験的な学習、問題解決的な学習、調べ方や学び方の育成を図る学習などが重視されるとともに、自ら調べ・まとめ・発表する活動、話し合いや討論の活動などが活発に行われることが望まれる。

③ ゆとりのある教育活動を展開する中で、基礎・基本の確実な定着を図り、個性を生かす教育を充実すること

完全学校週5日制を円滑に実施し、生涯学習の考え方を推進していくためには、(1)オ及びカで述べたように、時間的にも、精神的にもゆとりのある教育活動が展開される中で、厳選された基礎的・基本的な内容を幼児児童生徒がじっくり学習し、その確実な定着を図るとともに、幼児児童生徒が自分の興味・関心等に応じ選んだ課題や教科の学習に主体的に取り組み、学ぶことの楽しさや成就感を味わうことができるようにすることも必要なことである。

そのためには、家庭や地域社会における教育との関連や各学校段階間の関連を考慮し、個人として、また国家・社会の一員として望ましい人間形成を図る上で必要な基礎的・基本的な内容を明確にしつつ、教育内容の厳選を図る必要がある。特に義務教育においては、共通に学習すべき内容は社会生活を営む上で真に必要な内容に厳選する必要があると考える。

また、一人一人のよさや可能性を伸ばし、個性を生かす教育の一層の充実を図ることも重要なことであり、そのために、各学校段階を通じて、幼児児童生徒の興味・関心等を生かし、主体的な学習の充実を図るとともに、個に応じた指導の一層の工夫改善を図ることが大切であると考えられる。このような考えの下に、教育課程の基準としては、小学校高学年から、選択能力の育成を重視し課題選択などを取り入れ、中学校においては、学年段階に応じ漸次選択幅の拡大を図るとともに、高等学校においては、生徒による選択を基本とし、共通に履修させる内容はいずれの分野に進路を選択しようとも最低限必要な内容にとどめるようにすることが望ましいと考える。

④ 各学校が創意工夫を生かし特色ある教育、特色ある学校づくりを進めること

以上述べてきたねらいを効果的に実現するためにも、各学校には、地域や学校、幼児児童生徒の実態等に応じて、創意工夫を生かした特色ある教育を展開し、特色ある学校づくりを進めることが強く求められている。

そのためには、こうした各学校の特色ある教育活動の展開を促すよう、教育課程の基準の一層の大綱化、その運用の弾力化を図る必要があると考える。このような考え方の下に、教育内容を厳選するほか、各学校段階や各教科等の特質に応じて目標や内容を複数学年まとめて示すようにしたり、取り扱うべき教材を細かく指定することは行わないなど内容等の示し方を大綱化する。また、日課表や時間割を各学校が創意工夫を生かして編成できるようにするなど1単位時間や授業時数の運用

の一層の弾力化を図る必要があると考える。今回、新たに「総合的な学習の時間」を創設するとともに、中学校及び高等学校において選択の幅を拡大し、各学校の創意工夫を生かした教育活動が一層展開できるようにしたのもこのような考えに基づくものである。

特色ある教育活動を展開する上で、各学校が、幼児児童生徒が家庭や地域社会において行った体験や活動を生かした指導に努めるとともに、家庭や地域社会の人材・施設や様々な活動との連携を図った教育を行うことは極めて意義のあることと考える。こうした取組を通じ、学校と家庭・地域社会が十分連携を図るとともに、開かれた学校づくりを一層推進していくことが大切であると考え

る。

(略)

○今後の専門高校における教育の在り方等について（答申の概要）

平成10年7月23日

理科教育及び産業教育審議会

はじめに

理科教育及び産業教育審議会は、平成9年5月、文部大臣から標題の諮問を受け、検討を行ってきた。平成9年10月の中間まとめの公表を経て、ここに答申を取りまとめた。

I 専門高校の現状と課題

専門高校は、中堅技術者、事務従事者等我が国の産業経済の発展を担う多くの人材を輩出するとともに、ものづくり等の実践を通して、望ましい勤労観・職業観の育成や豊かな感性や創造性を養う総合的な人間教育の場としても大きな機能を果たしてきた。

技術革新、国際化、情報化、少子高齢化等が進む中、今後の社会においては、高度の専門的な知識や技術・技能を有するスペシャリストが必要。専門高校はスペシャリストの育成という役割を担っていく必要。

専門高校の教育内容等の一層の改善・充実を図るためには、次のような点が課題。

- ① 産業界で必要とされる知識や技術・技能の高度化等を踏まえ、完成教育としての職業教育ではなく、生涯学習の視点を踏まえた教育の在り方の検討
- ② 技術革新、国際化、情報化、少子高齢化等による社会の変化や産業の動向等に適切に対応するため、新たな教科の創設を含めた教育内容の検討
- ③ 高校進学率の上昇に伴う生徒の多様化、普通科志向や高等学校間の序列意識の影響等による目的意識が不明確な生徒の入学などに対応するため、生徒一人一人の個性を育て伸ばしていくことを重視した教育の在り方の検討
- ④ 地域社会を担う人材の育成や産業界等における最新の知識や技術の指導のため、地域や産業界と連携した教育の在り方の検討

II 専門高校における教育の改善・充実のための視点

以上のような課題に対応していくため、次の六つの視点から専門高校の教育の在り方を改善・充実することが必要。

- ① 将来のスペシャリストとして必要な専門性の基礎・基本の重視
- ② 新教科「情報」、「福祉」の創設等、社会の変化や産業の動向等に適切に対応した教育の展開
- ③ 生徒の多様な実態に対応し、生徒の学習の選択幅をできる限り拡大し、生徒一人一人の個性を育て伸ばしていく教育の展開
- ④ 専門高校と地域や産業界との間のパートナーシップ（双方向の協力関係）の確立
- ⑤ 生徒が専門高校卒業後に学習する継続教育機関との連携の推進
- ⑥ 各学校の創意工夫を生かした特色ある教育の展開

Ⅲ 専門高校における教育の改善・充実の具体的方策

1 専門高校における教育課程の基本的な基準等について

- 専門教育に関する必修単位数は、現在の30単位を25単位に削減。
- 原則履修科目は、各学科共通に、各教科における基礎的・基本的な内容で構成される科目、問題解決能力や自発的、創造的な学習態度を育てるための科目の2科目に削減。
- 多様な学科の設置を促すため、学習指導要領に標準学科を示すことをやめる。
- 複合的な学科の設置、総合選択制の導入、一括募集・くくり募集の実施、学校間連携の促進等により、生徒の学習の選択幅をより拡大。

2 新教科「情報」、「福祉」の創設について

(1) 教科「情報」について

情報に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、現代社会における情報の意義や役割を理解させるとともに、高度情報通信社会の諸問題を主体的に解決し、社会の発展に寄与する創造的・実践的な能力と態度を育てることをねらいとする。システムの設計・管理やマルチメディア表現等の学習に対応した11科目で構成。

(2) 教科「福祉」について

社会福祉に関する基礎的・基本的な知識と技術を総合的、体験的に習得させ、社会福祉の理念と意義を理解させるとともに、社会福祉に関する諸課題を主体的に解決し、社会福祉の増進に寄与する創造的な能力と態度を育てることをねらいとする。介護福祉士の受験資格等に対応した7科目で構成。

3 職業に関する各専門教科・科目の内容の改善について

専門性の基礎・基本の重視、社会の変化や産業界の動向等への適切な対応という視点から教育内容を見直すとともに、「ゆとり」の中で「生きる力」を育むため、教育内容を厳選。

(1) 教科「農業」について

農産物流通や人的交流等の国際化と情報化の進展、バイオテクノロジーの急速な進展、地球環境問題、食品産業の発展及び農業・農村と生物の特性を活用した対人サービスの増大に対応した教育内容の改善を図る。あわせて現行の36科目を29科目に整理統合。

(2) 教科「工業」について

マルチメディア、高度情報通信技術、製造技術のシステム化等の技術革新、製造業の国際的な展開に対応した外国語による会話力や技術文書の理解力、環境問題に対応した教育内容の改善を図る。あわせて現行74科目を60科目に整理統合。

(3) 教科「商業」について

経済社会の変化に柔軟に対応できる人材の育成を図る観点から、実践的な語学力、情報・会計リテラシーなど、ビジネスの基礎・基本についての内容を充実するとともに、情報化の進展に対応し、販売・会計等の経営活動に関わる情報の分析と活用に関する内容の改善を図る。あわせて現行21科目を17科目に整理統合。

(4) 教科「水産」について

水産や海洋を幅広くとらえた学習の中から、「海、船、魚」に興味・関心を持たせ、望ましい勤労観、職業観を形成するとともに、水産技術の高度化、海洋環境問題、海洋性レクリエーションなど海を取り巻く産業の変化、水産物流通や人的交流等の国際化や情報化の進展、通信技術の進展等に対応した教育内容の改善を図る。あわせて現行24科目を20科目に整理統合。

(5) 教科「家庭」について

保育や家庭看護と介護などに関する教育内容の充実を図るとともに、生活関連産業の高度化、サービス化、消費者ニーズの多様化等に対応した教育内容の改善を図る。さらに、調理師養成制度の改正や保母の受験資格など、職業資格要件の変更等に対応した科目構成や教育内容の改善を図る。あわせて23科目を19科目に整理統合。

(6) 教科「看護」について

高齢化の進展と疾病構造の変化に伴い、患者のクオリティー・オブ・ライフ（生活と人生の質）を重視した在宅医療及び看護に対する社会的要請が増大していることに対応した教育内容の改善を図る。科目構成については、職業資格との関連を考慮し、現行のとおり。

Ⅳ 地域や産業界とのパートナーシップの確立

1 生徒の在学中における就業体験（インターンシップ）の推進について

- 生徒が在学中に自らの学習内容や将来の進路等に関連した就業体験を行うことをインターンシップとして奨励。
- インターンシップには学校の教育活動の一環として取り組むほか、企業等が主体となるものに生徒が参加する場合も単位認定。
- インターンシップの実施の際には、アルバイトとの区別、就職・採用活動との区別、安全の確保や事故等の防止に留意。
- 文部省は、全般的な状況を把握し、様々な実践事例について積極的に情報提供。

2 社会人講師等の積極的活用について

- 特別非常勤講師制度の積極的活用や地域のボランティアによる学校教育への支援を促進。社会人講師として協力可能な人材のリストを作成。

3 地域に開かれた学校づくりについて

- 専門高校の持つ優れた施設・設備等の地域への開放を一層推進。
- 生徒が自らの専門性を生かしたボランティア活動を行うことを推進。

4 専門高校と地域との協力体制について

- 専門高校と地域との間で意見交換をする恒常的な場の設置が重要。

Ⅴ 関連して改善が望まれる事項

1 資格取得

- 職業資格に関連した科目の開設や技能審査の成果の単位認定制度の活用により生徒の職業資格の取得等を奨励。
- 資格要件の弾力化や学校教育への配慮について、文部省等から関係省庁や団体に対し、積極的に働きかけ。

2 進路指導の改善・充実

- 中学生の体験入学の充実、情報ネットワークを活用した進路情報の提供等により、専門高校は積極的な情報提供の努力が必要。
- 専門高校においても入学時からの計画的、継続的な進路学習を実施する必要。

3 大学等との接続

- 大学にあっては、入学者選抜における推薦入学や専門高校卒業生選抜の一層の拡大、補習教育の実施や専門高校での学習成果を踏まえたカリキュラムの工夫などの配慮が必要。
- 専門学校についても、専門高校との連携を図ることが望まれる。
- 高等学校専攻科については、専攻科での学習成果の社会的評価の改善のため、専攻科の在り方について検討する必要。

4 普通科における職業教育の充実

- 職業生活に必要な基礎的な知識や技術・技能の習得、しっかりとした勤労観・職業観の育成はすべての人に必要なものであり、高等学校の普通科においてもこれらに関する学習の機会を充実することが必要。

5 教員の確保や研修の充実

- 社会人講師等の活用も含め、教員配置の在り方についての検討を期待。
- 産業界や大学等における教員の研修の充実が必要。

6 施設・設備の充実

- 我が国の産業の動向、技術革新や情報化の進展を踏まえつつ、専門高校における施設・設備の充実を図る必要。

○学習指導要領等の移行措置並びに移行期間中における学習指導について（通知の抜粋）

文初小第375号
平成11年6月3日

附属学校を置く各国立大学長
各都道府県教育委員会
各都道府県知事
国立久里浜養護学校長

殿

文部事務次官
佐藤 禎 一

小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校、養護学校
及び中等教育学校の学習指導要領等の移行措置並びに
移行期間中における学習指導について（通知）

現行の小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校、養護学校及び中等教育学校の学習指導要領等から平成10年12月14日及び平成11年3月29日に公示した新しい学習指導要領等に移行するために必要な措置（以下「移行措置」という。）について、平成11年6月3日をもって、関係の文部省令及び文部省告示が別添のとおり公布・公示されました。

ついては、小学校及び中学校にあっては平成12年4月1日から平成14年3月31日までの間、高等学校にあっては平成12年4月1日から新しい学習指導要領が適用されるまでの間、盲学校、聾学校及び養護学校にあっては平成12年4月1日から各学校段階ごとにそれぞれ新しい学習指導要領が適用されるまでの間、中等教育学校にあっては平成12年4月1日から新しい教育課程の基準の特例が適用されるまでの間（以下「移行期間」という。）における教育課程の編成、実施に当たっての留意事項は、下記のとおりですので、十分御了知いただくようお願いします。

なお、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対し、各都道府県知事におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対し、このことを十分周知されるようお願いいたします。

記

第1、第2（略）

第3 高等学校の移行期間中の教育課程について

1 平成12年4月1日からの移行措置の留意事項

高等学校の移行期間中の教育課程については、高等学校学習指導要領（平成元年文部省告示第26号）及び現行の高等学校学習指導要領の特例を定める件（平成11年文部省告示第130号）（以下「高等学校特例告示」という。）によることとしているが、その実施に当たっては、高等学校学習指導要領（平成11年文部省告示第58号）（以下「新高等学校学習指導要領」という。）の趣旨を生かし高等学校特例告示により指導することについて十分配慮するとともに、特に次の事項に留意すること。

(1) 総則に関する留意事項

ア 移行期間中の教育課程の編成・実施に当たっては、新高等学校学習指導要領第1章第1款の教育課程編成の一般方針及び第6款の教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項などの規定を踏まえ、その趣旨の実現を図ること。

イ 総合的な学習の時間については、移行期間中から教育課程に加えることができることとしているので、この時間の趣旨を踏まえ、その実施に積極的に取り組むよう努めること。

ウ 総合学科において、総合的な学習の時間を加えて教育課程を編成し、その学習活動により、「課題研究」の履修と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって「課題研究」の履修の一部又は全部に替えることができること。

エ 学校設定教科・科目については、その名称、目標、内容、単位数等を各学校で定めることとなる

ため、各設置者においては、これらの教科・科目の開設に関する取扱い等について、これまでの定めの変更等所要の措置が必要となること。

(2) 各教科・科目等の学習指導上の留意事項

ア 保健体育、芸術、体育、音楽及び美術の各教科に属する科目の指導に当たっては、その全部又は一部について新高等学校学習指導要領によることができることとしているが、生徒の実態等を考慮してできるだけそれにより指導するよう努めること。

イ 各教科・科目等の指導に当たっては、観察・実験、調査・研究、実習、課題学習、ボランティア活動や就業体験など体験的な学習や問題解決的な学習を積極的に取り入れるとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を積極的に活用すること。

ウ 農業、工業、商業、水産及び看護に関する学科の指導計画の作成に当たっては、平成12年度の1年次の入学生に係る教育課程から、原則履修科目の削減を図っているため、生徒の興味・関心、進路等に応じた多様な選択履修が可能となるよう配慮すること。

エ 特別活動については、新高等学校学習指導要領によることとしているので、その趣旨の実現を図ること。

2 平成14年4月1日からの移行措置の留意事項

ア 平成13年度以前の入学生についても、平成14年度から完全学校週5日制が実施され、修得総単位数を74単位以上とし、専門学科における専門教科・科目の必修単位数を25単位以上としていることなどを踏まえ、その入学の段階から3年間を見通した適切な教育課程を編成することに配慮すること。なお、修業年限が4年の定時制課程に現在既に在学中の生徒に係る教育課程の変更を行う場合には、残りの修業年限における教育課程を見通してできるだけ早く変更を行うことに配慮すること。

イ 総合学科において「産業社会と人間」及び専門教科・科目を合わせて25単位以上設けるものとしているが、新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間においては、総合学科の原則履修科目を「産業社会と人間」、情報に関する基礎的科目及び「課題研究」の3科目とする取扱いは変わらないこと。ただし、「課題研究」については、上記1の(1)のウによることができること。

(略)

○文部省告示第130号

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第57条の2及び第63条の2の規定に基づき、高等学校学習指導要領（平成11年文部省告示第58号）が適用されるまでの間における高等学校学習指導要領（平成元年文部省告示第26号）の特例を次のように定める。

平成11年6月3日

文部大臣 有馬朗人

1 平成12年4月1日からの特例

平成12年4月1日から高等学校学習指導要領（平成11年文部省告示第58号）（以下「新高等学校学習指導要領」という。）が適用されるまでの間における高等学校学習指導要領（平成元年文部省告示第26号）（以下「現行高等学校学習指導要領」という。）の特例は次に定めるところによるものとする。

一 総則

（教育課程編成の一般方針等）

(1) 教育課程編成の一般方針、各教科に属する科目（以下「各教科・科目」という。）及び特別活動の授業時数等、教育課程編成に当たって配慮すべき事項並びに指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項については、現行高等学校学習指導要領第1章第1款、第4款（2を除く。）、第5款及び第6款の規定にかかわらず、新高等学校学習指導要領第1章第1款、第5款（2及び7を除く。）及び第6款の規定によるものとする。

（学校設定教科・科目）

(2) 学校においては、現行高等学校学習指導要領第1章第2款の3及び4の規定にかかわらず、次に定めるところにより、地域、学校及び生徒の実態、学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成に資するよう、各教科・科目を設けることができる。

ア 現行高等学校学習指導要領第1章第2款の1及び2の表に掲げる教科に属する科目以外の科目（以下「学校設定科目」という。）の名称、目標、内容、単位数等については、その科目の属する教科の目標に基づき、各学校の定めるところによるものとする。

イ 現行高等学校学習指導要領第1章第2款の1及び2の表に掲げる教科以外の普通教育又は専門教育に関する教科（以下「学校設定教科」という。）及び当該教科に関する科目の名称、目標、内容、単位数等については、高等学校教育の目標及びその水準の維持等に十分配慮し、各学校の定めるところによるものとする。

(3) 学校においては、新高等学校学習指導要領第1章第2款の5の(2)に定めるところにより、学校設定教科に関する科目として「産業社会と人間」を設けることができる。

(4) 普通科においては、現行高等学校学習指導要領第1章第7款の4後段の規定にかかわらず、現行高等学校学習指導要領第1章第2款の3及び4に規定する「その他の科目」及び「その他特に必要な教科」に関する科目並びに上記(2)及び(3)に規定する学校設定科目及び学校設定教科に関する科目に係る修得単位数を、合わせて20単位までを卒業までに修得させる単位数に含めることができる。

(総合的な学習の時間)

(5) 学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の一部を改正する省令（平成11年文部省令第30号）による改正後の学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成11年文部省令第7号）附則第4項の規定により、総合的な学習の時間を加えて教育課程を編成する場合、その指導に当たっては新高等学校学習指導要領第1章第4款の1から5の(2)までの規定によるほか、次に定めるところによるものとする。

ア 全日制及び定時制の課程における総合的な学習の時間の授業時数については、卒業までに35～210単位時間の範囲内で各学校において定め、学校や生徒の実態に応じて、適切に配当するものとする。

イ 総合的な学習の時間における学習活動については、新高等学校学習指導要領第1章第7款の1の(2)及び(3)に定めるところにより、単位を修得したことを認定するものとする。

ウ 学校においては、現行高等学校学習指導要領第1章第7款の2の規定にかかわらず、卒業までに履修させる各教科・科目及びその単位数、特別活動及びそれらの授業時数並びに卒業までに行う総合的な学習の時間の授業時数及び単位数に関する事項を定めるものとする。この場合、各教科・科目及び総合的な学習の時間の単位数の計は、現行高等学校学習指導要領第1章第3款に掲げる各教科・科目の単位数を含めて80単位以上とすること。

エ 職業教育を主とする学科においては、総合的な学習の時間における学習活動により、家庭、農業、工業、商業若しくは水産の各教科に属する「課題研究」又は「看護臨床実習」の履修と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって「課題研究」又は「看護臨床実習」の履修の一部又は全部に替えることができる。

(通信制の課程における教育課程の特例)

(6) 通信制の課程における教育課程の特例については、次に定めるところによるものとする。

ア 各教科・科目の添削指導の回数、面接指導の単位時間数及び面接指導の授業の1単位時間については、現行高等学校学習指導要領第1章第8款の1の表以外の部分の規定にかかわらず、新高等学校学習指導要領第1章第8款の1の表以外の部分及び3の規定によること。

イ 総合的な学習の時間を加えて教育課程を編成する場合、総合的な学習の時間の単位数は、1～6単位の範囲内で各学校において定め、その添削指導の回数及び面接指導の単位時間数については、各学校において、学習活動に応じ適切に定めるものとする。

ウ 特別活動については、現行高等学校学習指導要領第1章第8款の3の規定にかかわらず、新高等学校学習指導要領第1章第8款の5の規定によること。

二 各教科等

(保健体育)

(1) 保健体育に属する科目の指導に当たっては、現行高等学校学習指導要領第2章第6節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新高等学校学習指導要領第2章第6節の規定によることができる。

(芸術)

(2) 芸術に属する科目の指導に当たっては、現行高等学校学習指導要領第2章第7節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新高等学校学習指導要領第2章第7節の規定によることができる。

(農業)

(3) 農業に関する各学科における指導計画の作成に当たっては、現行高等学校学習指導要領第2章第10節第3款の1の(5)及び(6)の規定にかかわらず、「農業基礎」、「農業情報処理」及び「課題研究」を原則としてすべての生徒に履修させるものとする。

(工業)

- (4) 工業に関する各学科における指導計画の作成に当たっては、現行高等学校学習指導要領第2章第11節第3款の1の(4)の規定にかかわらず、「工業基礎」、「情報技術基礎」及び「課題研究」を原則としてすべての生徒に履修させるものとする。

(商業)

- (5) 商業に関する各学科における指導計画の作成に当たっては、現行高等学校学習指導要領第2章第12節第3款の1の(3)の規定にかかわらず、「課題研究」を原則としてすべての生徒に履修させるものとする。

(水産)

- (6) 水産に関する各学科における指導計画の作成に当たっては、現行高等学校学習指導要領第2章第13節第3款の1の(4)の規定にかかわらず、「水産一般」、「水産情報処理」及び「課題研究」を原則としてすべての生徒に履修させるものとする。

(看護)

- (7) 看護に関する各学科における指導計画の作成に当たっては、現行高等学校学習指導要領第2章第14節第3款の5の規定にかかわらず、「基礎看護」、「看護情報処理」及び「看護臨床実習」を原則としてすべての生徒に履修させるものとする。

(体育)

- (8) 体育に属する科目の指導に当たっては、現行高等学校学習指導要領第2章第16節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新高等学校学習指導要領第3章第10節の規定によることができる。

(音楽)

- (9) 音楽に属する科目の指導に当たっては、現行高等学校学習指導要領第2章第17節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新高等学校学習指導要領第3章第11節の規定によることができる。

(美術)

- (10) 美術に属する科目の指導に当たっては、現行高等学校学習指導要領第2章第18節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新高等学校学習指導要領第3章第12節の規定によることができる。

(特別活動)

- (11) 特別活動の指導に当たっては、現行高等学校学習指導要領第3章の規定にかかわらず、新高等学校学習指導要領第4章の規定によるものとする。

2 平成14年4月1日からの特例

平成14年4月1日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間における現行高等学校学習指導要領の特例は次に定めるところによるものとする。

(卒業の認定、各教科・科目の履修等)

- (1) 卒業までに修得させる単位数、専門教育を主とする学科においてすべての生徒に履修させる専門教育に関する各教科・科目の単位数及び全日制の課程における週当たりの授業時数は、現行高等学校学習指導要領第1章第7款の4中段、第3款の3の(1)及び第4款の2の規定にかかわらず、新高等学校学習指導要領第1章第7款の2中段、第3款の2の(1)及び第5款の2の規定によるものとする。
- (2) 現行高等学校学習指導要領第1章第7款の2後段及び前項第一号の(5)のウ後段の規定にかかわらず、卒業までに履修させる各教科・科目及び卒業までに行う総合的な学習の時間（総合的な学習の時間を加えて教育課程を編成する場合に限る。）の単位数の計は、現行高等学校学習指導要領第1章第3款（3の(1)を除く。）及び上記(1)の規定による新高等学校学習指導要領第1章第3款の2の(1)に掲げる各教科・科目の単位数を含めて74単位以上とする。
- (3) 総合学科における各教科・科目の履修等については、新高等学校学習指導要領第1章第3款の3の(2)の規定によるものとする。

附 則

この告示中、第1項は平成12年4月1日から、第2項は平成14年4月1日から施行する。ただし、第1項第二号の(3)から(7)までの規定は、平成12年4月1日以降高等学校の第1学年に入学した生徒（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第64条の3第1項に規定する学年による教育課程の区分を設けない課程にあっては、同日以降入学した生徒（同令第60条の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程から適用する。

○移行措置の解説

11初高第22号
平成11年6月3日

附属学校を置く各国立大学長
各都道府県教育委員会指導事務主管部課長 殿
各都道府県私立学校主管部課長

文部省初等中等教育局高等学校課長
素川富司

高等学校学習指導要領並びに中等教育学校及び併設型中学校・高等学校 の教育課程の移行措置の解説（送付）

高等学校学習指導要領並びに中等教育学校及び併設型中学校・高等学校の教育課程の移行措置について、平成11年6月3日文部省令第30号をもって学校教育法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令が制定されるとともに、同日文部省告示第130号をもって現行の高等学校学習指導要領の特例を定める件及び同日文部省告示第133号をもって中等教育学校並びに併設型中学校及び併設型高等学校の教育課程の基準の特例を定める件の特例を定める件が公示され、また、同日付け文初小第375号をもって文部事務次官から通知したところです。これらの移行措置の解説を、別添1（高等学校）及び別添2（中等教育学校及び併設型中学校・高等学校）のとおり作成しましたので送付します。

なお、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対し、各都道府県知事におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対し、このことを十分周知されるようお願いいたします。

（別添1）

高等学校学習指導要領の移行措置の解説

I 平成12年4月1日からの移行措置

【学校教育法施行規則関係】

- (1) 教育課程に総合的な学習の時間を加えて編成できるようにしたこと。（附則第4項関係）
- (2) 高等学校において学校設定教科・科目を設けることができるようにしたこと。（附則第5項関係）

【高等学校学習指導要領関係】

1 総則

(1) 移行措置の内容

（教育課程編成の一般方針等）

- ① 教育課程編成の一般方針、各教科・科目及び特別活動の授業時数等、教育課程編成に当たって配慮すべき事項並びに指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項については、新高等学校学習指導要領における生きる力の育成など教育課程編成の一般方針、各教科・科目、特別活動及び総合的な学習の時間の授業時数等（全日制の課程の週当たりの授業時数、総合的な学習の時間の授業時数を除く。）並びに教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項によることとしたこと。（告示1の一の(1)関係）

これにより、具体的には、次のような事項が実施されること。

- ア 全日制及び定時制の課程における各教科・科目、特別活動及び総合的な学習の時間のそれぞれの授業の1単位時間については、50分を標準とする規定を改め、各学校において、各教科・科目等の授業時数を確保しつつ、生徒の実態及び各教科・科目等の特質を考慮して適切に定めるものとする。
- イ 特別活動については、全日制及び定時制の課程においては、ホームルーム活動の授業時数を、原則として、年間35単位時間以上とするものとする。
- ウ 職業学科の設置に当たっては、現行高等学校学習指導要領の標準的な学科に関する規定によることを要しないこと。
- エ 学校においては、あらかじめ計画して、各教科・科目の内容及び総合的な学習の時間における学習活動を学期の区分に応じて単位ごとに分割して指導することができる。
- オ 全日制及び定時制の課程における職業教科・科目については、就業体験をもって実習に替えることができる。この場合、その時間数を各教科・科目の実習時間数の合計の10分の7以内と

する現行の上限によることを要しないこと。

カ 教育課程の実施等に当たって、例えば、次のような事項に配慮すること。

- ・ ガイダンスの機能の充実
- ・ 個別指導やグループ別指導、教師の協力的な指導、生徒の学習内容の習熟の程度等に応じた弾力的な学級の編成など、個に応じた指導の充実
- ・ コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段の積極的な活用
- ・ 家庭や地域社会との連携、学校間の連携や交流など開かれた学校づくりの推進 など

(学校設定教科・科目)

② 学校においては、現行高等学校学習指導要領に示す教科について、これらに属する科目以外の科目(学校設定科目)を設けることができることとしたこと。この場合において、学校設定科目の名称、目標、内容、単位数等については、その科目の属する教科の目標に基づき、各学校の定めるところによるものとしたこと。(告示1の一の(2)ア関係)

また、学校においては、現行高等学校学習指導要領に示す教科以外の普通教育又は専門教育に関する教科(学校設定教科)及び当該教科に関する科目を設けることができることとしたこと。この場合において、学校設定教科及び当該教科に関する科目の名称、目標、内容、単位数等については、高等学校教育の目標及びその水準の維持等に十分配慮し、各学校の定めるところによるものとしたこと。(告示1の一の(2)イ関係)

③ 学校においては、学校設定教科に関する科目として「産業社会と人間」を設けることができることとしたこと。(告示1の一の(3)関係)

④ 普通科においては、現行の「その他特に必要な教科」「その他の科目」及び学校設定教科・科目に係る修得単位数を、合わせて20単位まで、卒業に必要な修得総単位数に含めることができることとしたこと。(告示1の一の(4)関係)

(総合的な学習の時間)

⑤ 総合的な学習の時間を加えて教育課程を編成する場合には、新高等学校学習指導要領総則第4款の1から5の(2)までの規定によるほか、次に定めるところによるものとしたこと。(告示1の一の(5)関係)

ア 全日制及び定時制の課程における総合的な学習の時間の授業時数については、卒業までに35～210単位時間の範囲内で各学校において定め、学校や生徒の実態に応じて、適切に配当するものとする。こと。(告示1の一の(5)ア関係)

イ 総合的な学習の時間における学習活動については、単位を修得したことを認定するものとする。こと。(告示1の一の(5)イ関係)

ウ 学校においては、卒業までに履修させる各教科・科目及びその単位数並びに特別活動及びそれらの授業時数に加えて、卒業までに行う総合的な学習の時間の授業時数及び単位数に関する事項を定めるものとする。こと。この場合、卒業までに履修させる単位数の中に、総合的な学習の時間の単位数を含めることができる。こと。(告示1の一の(5)ウ関係)

エ 職業学科においては、総合的な学習の時間における学習活動により、家庭、農業、工業、商業若しくは水産の各教科に属する「課題研究」又は「看護臨床実習」の履修と同様の成果が期待できる場合には、総合的な学習の時間における学習活動をもって「課題研究」又は「看護臨床実習」の履修の一部又は全部に替えることができる。こと。(告示1の一の(5)エ関係)

オ 総合学科においては、総合的な学習の時間における学習活動により、「課題研究」の履修と同様の成果が期待できる場合には、総合的な学習の時間における学習活動をもって「課題研究」の履修の一部又は全部に替えることができる。こと。(次官通知の記の第3の1(1)ウ関係)

(通信制の課程における教育課程の特例)

⑥ 通信制の課程における教育課程の特例については、次に定めるところによるものとしたこと。(告示1の一の(6)関係)

ア 各教科・科目の添削指導の回数及び面接指導の単位時間(1単位時間は、50分として計算するものとする。)数は、学校設定教科に関する科目のうち普通教育に関するものについては、各学校が定めるものとする。こと。

また、面接指導の授業の1単位時間については、50分を標準とする規定を改め、各学校において、各教科・科目の面接指導の単位時間数を確保しつつ、生徒の実態及び各教科・科目等の特徴を考慮して適切に定めるものとする。こと。(告示1の一の(6)ア関係)

イ 総合的な学習の時間を加えて教育課程を編成する場合、総合的な学習の時間の単位数は、1～

6単位の範囲内で各学校において定め、その添削指導の回数及び面接指導の単位時間数については、各学校において、学習活動に応じ適切に定めるものとする。 (告示1の一の(6)イ関係)

ウ 特別活動については、ホームルーム活動を含め、各々の生徒の卒業までに30単位時間以上指導するものとする。 (告示1の一の(6)ウ関係)

(2) 総則の移行措置に関する留意事項

- ① 移行期間中の教育課程の編成・実施に当たっては、新高等学校学習指導要領総則の教育課程編成の一般方針、教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項などの規定を踏まえ、その趣旨の実現を図ること。(次官通知の記の第3の1(1)ア関係)
- ② 総合的な学習の時間については、移行期間中から教育課程に加えることができることとしているので、この時間の趣旨を踏まえ、その実施に積極的に取り組むよう努めること。(次官通知の記の第3の1(1)イ関係)
- ③ 学校設定教科・科目については、その各称、目標、内容、単位数等を各学校で定めることとなるため、各設置者においては、これらの教科・科目の開設に関する取扱い等について、平成11年度中に、これまでの「その他特に必要な教科」「その他の科目」に係る定めの変更等所要の措置が必要となること。(次官通知の記の第3の1(1)エ関係)

2 各教科等

(1) 移行措置の内容

- ① 保健体育、芸術、体育、音楽及び美術の各教科に属する科目の指導に当たっては、その全部又は一部について新高等学校学習指導要領によることができるようにしたこと。(告示1の二の(1)X(8)(9)(10)関係)
- ② 農業、工業、商業、水産及び看護に関する各学科における原則履修科目を次に示すものに削減したこと。なお、この原則履修科目の削減については、平成12年度の1年次の入学生から段階的に適用されるものであること。(告示1の二の(3)X(4)(5)(6)(7)及び附則ただし書関係)
農業 「農業基礎」、「農業情報処理」、「課題研究」
工業 「工業基礎」、「情報技術基礎」、「課題研究」
商業 「課題研究」
水産 「水産一般」、「水産情報処理」、「課題研究」
看護 「基礎看護」、「看護情報処理」、「看護臨床実習」
- ③ 特別活動の指導に当たっては、新高等学校学習指導要領によることとしたこと。(告示1の二の(11)関係)

(2) 各教科等の移行措置に関する留意事項

- ① 保健体育、芸術、体育、音楽及び美術の各教科に属する科目の指導に当たっては、生徒の実態等を考慮してできるだけ新高等学校学習指導要領により指導するよう努めること。なお、必修科目など各教科・科目の単位数は現行高等学校学習指導要領によること。(次官通知の記の第3の1(2)ア関係)
- ② 各教科・科目等の指導に当たっては、観察・実験、調査・研究、実習、課題学習、ボランティア活動や就業体験など体験的な学習や問題解決的な学習を積極的に取り入れるとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を積極的に活用すること。(次官通知の記の第3の1(2)イ関係)
- ③ 農業、工業、商業、水産及び看護に関する学科の指導計画の作成に当たっては、平成12年度の1年次の入学生に係る教育課程から、原則履修科目の削減を図っていることを考慮し、生徒の興味・関心、進路等に応じた多様な選択履修が可能となるよう配慮すること。(次官通知の記の第3の1(2)ウ関係)
- ④ 特別活動については、心の教育を充実する観点等から、移行期間中から新高等学校学習指導要領によることとしているので、その趣旨の実現を図ること。特に、将来の進路について考えることができるよう、ボランティア活動や就業体験など体験的な活動及びガイダンスの機能の充実を図り、人間としての在り方生き方に関する指導の一層の充実を図るようにすること。(次官通知の記の第3の1(2)エ関係)

II 平成14年4月1日からの移行措置

平成14年度から、完全学校週5日制が実施されることに伴い、以下の移行措置を講じたこと。

【学校教育法施行規則関係】

高等学校の卒業に必要な修得総単位数を74単位以上に改めたこと。(附則第1項、第2項及び第3項関係)

【高等学校学習指導要領関係】

(1) 移行措置の内容

- ① 卒業までに履修させる単位数及び卒業に必要な修得総単位数を、74単位以上に改めたこと。(告示2の(1)(2)関係)
- ② 専門学科においてすべての生徒に履修させる専門教科・科目の単位数を、25単位以上に改めたこと。また、商業に関する学科において、上記の単位数の中に含めることができる外国語に属する科目の単位数を5単位までに改めたこと。(告示2の(1)関係)
- ③ 全日制の課程(単位制の課程を除く。)における週当たりの標準授業時数を、30単位時間に改めたこと。(告示2の(1)関係)
- ④ 総合学科においては、「産業社会と人間」及び専門教科・科目を合わせて25単位以上設けるものとしたこと。(告示2の(3)関係)

(2) 留意事項

- ① 平成13年度以前の入学者についても、平成14年度から完全学校週5日制が実施され、上記(1)の移行措置が適用されることを踏まえ、その入学の段階から3年間を見通した適切な教育課程を編成することに配慮すること。なお、修業年限が4年の定時制課程に現在既に在学中の生徒(平成11年度入学生)に係る教育課程の変更を行う場合には、残りの修業年限における教育課程を見通してできるだけ早く変更を行うことに配慮すること。(次官通知の記の第3の2ア関係)
- ② 総合学科においては、「産業社会と人間」及び専門教科・科目を合わせて25単位以上設けるものとしているが、新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間においては、平成5年3月22日付け文初職第203号文部省初等中等教育局長通知により、総合学科の原則履修科目を「産業社会と人間」、情報に関する基礎的科目及び「課題研究」の3科目とする取扱いは変わらないので、情報に関する基礎的科目及び「課題研究」については、上記の単位数とは別に開設し、履修させる必要があること。ただし、「課題研究」については、総合的な学習の時間における学習活動をもって、その履修の一部又は全部に替えることができること。(次官通知の記の第3の2イ関係)

(別添2)

中等教育学校及び併設型中学校・高等学校の移行措置の解説

(平成12年4月1日からの移行措置)

1 中等教育学校の移行措置

中等教育学校の移行措置については、下記(1)及び(2)の事項をはじめ、中学校及び高等学校の移行措置に準じること。

(1) 前期課程

【学校教育法施行規則関係】

- ① 教育課程に総合的な学習の時間を加えて編成できるようにしたこと。(附則第6項関係)
- ② 総合的な学習の時間を加えて教育課程を編成するときの総合的な学習の時間に充てる授業時数は、各学校が定めることとしたこと。(附則第7項関係)
- ③ 特別活動の授業時数の一部、選択教科等に充てる授業時数の一部を総合的な学習の時間に充てることできるようにしたこと。(附則第8項関係)

(2) 後期課程

【学校教育法施行規則関係】

教育課程に総合的な学習の時間を加えて編成できるようにしたこと。(附則第9項関係)

2 中等教育学校の後期課程及び併設型高等学校の教育課程の基準の特例の移行措置

【中等教育学校並びに併設型中学校及び併設型高等学校の教育課程の基準の特例を定める件の特例を定める件関係】

中等教育学校の後期課程及び併設型高等学校の普通科においては、現行の「その他特に必要な教科」「その他の科目」及び学校設定教科・科目に係る修得単位数を、合わせて30単位まで、卒業に必要な修得総単位数に含めることができることとしたこと。

○高等学校における学習指導要領の改訂の経緯

1 学習指導要領の改訂の要点

実施年度	特 徴
昭和23年度 (昭和22年通達)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生徒の希望にそい要求に合わせるとともに能力や適性に応じ、個性を伸長するため、科目選択制と単位制を採用する。 ○ 高等普通教育を主とする教科課程と実業を主とする教科課程に区分し、後者については更に29の学科に分けて基準を示す。 ○ 「社会科」と「自由研究」、時事問題、地学の新設
昭和26年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 改訂の趣旨は昭和22年の教科課程と根本的に変わっていない。 ○ 比較的教科中心の意味をもつ教科課程を、全人教育、人間形成などという広い観点から教育課程に表現を改め、一般編に入れる。 ○ 教科・科目等の編成 <ul style="list-style-type: none"> ・国語は、国語甲と国語乙に分かれ、漢文が加わる。 ・社会は、東洋史と西洋史が世界史に統一され、日本史が加わる。 ・一般社会、一般数学、保健体育等を新設 ・自由研究を廃止し、特別教育活動を設置
昭和31年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高等学校教育は、この段階における完成教育であるという立場を基本とする。 ○ 各教育課程の特色を生かした教育を実現する。 ○ 生徒の個性や進路に応じるため、普通科においては類型を設ける。 ○ 各教科・科目の単位数に幅をもたせる。 ○ 社会科、数学科、理科における知的教養のかたよりを少なくするため履修範囲を拡大。 ○ 普通科に芸術、家庭、職業に関する教育を実施する。 ○ 必修教科科目数と単位数の増加。 ○ 系統的、組織的、発展的な学習を強調。 ○ 教科・科目等の編成 <ul style="list-style-type: none"> ・社会の新設 ・芸能科を芸術科 ・第二外国語の新設
昭和38年度 (昭和35年告示)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学科の特色を生かして、生徒の能力、適性、進路等応じた教育をする。 ○ 基礎学力の向上と科学技術教育の充実を図る。 ○ 各教科、科目の標準単位を示すとともに、教育課程の編成に弾力をもたせる。 ○ 教養のかたよりを少なくするため、必修科目を増加する。 ○ 類型の趣旨徹底のため、学年ごとの履修内容を示す。 ○ 教科・科目等の編成 <ul style="list-style-type: none"> ・科目に甲、乙、A、Bの2種類を設定 ・道徳教育はすべての教育活動を通じて行うとともに、倫理・社会を新設 ・読解力、作文力の向上のため、現代国語の新設 ○ 通信教育が全科目にわたってできるようにする。
昭和48年度 (昭和45年告示)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人間として調和のとれた発達を目指す。 ○ 国家および社会の有為な形成者としての必要な資質を育成する。 ○ 生徒の能力、適性の伸長を図るため、多様な教育課程を編成する。 ○ 教科・科目等の内容の質的改善と基本的事項の精選集約を図る。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必修教科・科目の削減等を行い教育課程の編成が弾力的にできるようにする。 ○ 教科・科目等の編成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 数学一般、基礎理科、初級英語、英会話の新設 ・ 看護科、理数科の専門学科設置 ○ クラブ活動の必修
昭和57年度 (昭和53年告示)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特色ある学校づくりをできるようにするため、必修教科・科目の縮少と弾力化を図ったほか、大綱的基準にとどめる。 ○ 個性を生かす教育を行うため、低学年では共通必修科目、中・高学年では多様な選択科目を履修できるようにする。 ○ ゆとりのある充実した学校生活を送れるようにするため、卒業に必要な単位数、必修科目の単位数、専門学科の最低必修単位等を引き下げる。 ○ 勤労体験を重視するとともに徳育、体育を重視する。 ○ 教科・科目等の編成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国語Ⅰ、現代社会、数学Ⅰ、理科Ⅰの総合的ないし広領域的な必修科目の新設 ・ 国語表現など多様な選択科目の設置
平成6年度 (平成元年3月告示)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生涯学習の基盤を培うという観点に立ち、国際社会の一員として主体的に生きる人間の育成をめざして、豊かな心の育成、自己教育力の育成、個性を生かす教育の推進、我が国の文化と伝統の尊重及び国際理解教育の推進を基本方針とする。 ○ 選択必修制の拡充、多様な科目の設置により生徒の個に応じた多様な選択が可能になるようにするとともに、単位制の利点を生かして、学期ごとの単位の修得や1単位時間の弾力的な運用、履修と修得の違いの明確化、いわゆる「その他特に必要な科目」などに関する規定の弾力化など運用面における工夫により多様な履修の仕方ができるようにする。 ○ 「地理歴史」と「公民」を設置して現行「社会科」を再編成し、「世界史」を必修とする。「家庭科」を男女とも必修とする。 ○ 人間としての在り方生き方に関する教育の推進、クラブ活動の扱いの弾力化 ○ 国旗、国歌に関する指導の充実
平成15年度 (平成11年3月告示)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 完全学校週5日制の下、各学校がゆとりの中で特色ある教育を展開し、生徒に自ら学び自ら考える力などの生きる力を育成することを基本的なねらいとする。 ○ 卒業に必要な修得総単位数を、現行の80単位以上から74単位以上に縮減する。 ○ 総合的な学習の時間を創設し、教育課程上必置とする。 ○ 普通教科として「情報」を、専門教科として「情報」及び「福祉」を新設する。 ○ 必修教科・科目については、外国語と普通教科「情報」を加えて10教科とする。 ○ 必修教科・科目の最低合計単位数を縮減する。 普通科：38単位→31単位 専門学科、総合学科：35単位→31単位 ○ 各学校が、学校設定教科、学校設定科目を設けることができることとする。 ○ 特別活動については、クラブ活動を廃止する。

2 必履修教科・科目数及び必履修単位数の推移

実施年度	必履修教科・科目数 (最低合計単位数)			専門学科における専門教科・科目 の必履修単位数
	普通科	専門学科	総合学科	
昭和23年度 (昭和22年通達)	6科目 (38単位)	3科目 (23単位)		50～60単位前後
昭和26年度	6科目 (38単位)	6科目 (36単位)		30単位以上 (商業科では外国語を10単位まで含 めることができる。)
昭和31年度	10～12科目 (45～61単位)	9科目 (39～55単位)		30単位以上 (商業科では外国語を10単位まで含 めることができる。)
昭和38年度 (昭和35年告示)	男:17科目 (68[定66]～74単位) 女:18科目 (70～76単位)	14科目 (47～58単位) 最低44単位		35単位以上 (商業科では外国語を10単位まで含 めることができる。)
昭和48年度 (昭和45年告示)	男:11～12科目 (47単位) 女:12～13科目 (47単位)	男:11～12科目 (42単位) 女:12～13科目 (46単位)		35単位以上 (商業科では外国語を10単位まで含 めることができる。)
昭和57年度 (昭和53年告示)	男:7科目 (32単位) 女:8科目 (32単位)	男:7科目 (27単位) 女:8科目 (31単位)		30単位以上(商業科では外国語を 10単位まで、商業科以外では普通教科・ 科目を5単位まで含めることができる。)
平成6年度 (平成元年3月告示)	11～12科目 (38単位)	11～12科目 (35単位)	[平成5年3月通達] 11～12科目 (35単位)	30単位以上(商業科では外国語を 10単位まで、商業科以外では普通教科・ 科目を5単位まで含めることができる。)
平成15年度 (平成11年3月告示)	13科目 (31単位)	13科目 (31単位)	13科目 (31単位)	25単位以上(商業科では外国語を 5単位まで、商業科以外では普通教科・ 科目を5単位まで含めることができる。)